

【 搬出する汚染土壌の処分方法を定める件 】

公布日：平成 15 年 3 月 6 日

環境省告示 20 号

土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十六条第四号ロ及び別表第五の二の項の一の二の(2)の規定に基づき、搬出する汚染土壌の処分方法を次のように定める。

搬出する汚染土壌の処分方法を定める件

搬出する汚染土壌の処分方法

土壌汚染対策法施行規則(以下「規則」という。)第三十六条第四号ロ及び別表第五の二の項の一の二の(2)の規定により環境大臣が定める方法は、次のいずれかとする。

一 次のイからホまでに掲げる土壌の区分に応じ、当該イからホまでに定めるところによること。

イ 第二溶出量基準(規則第二十四条第一項第一号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。)に適合しない汚染状態にある土壌(第二種特定有害物質(規則第五条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。以下同じ。)により汚染されたものに限る。) 次のいずれかによること。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十五条第一項の許可を受けたもの(以下「産業廃棄物遮断型処分場」という。)に搬入すること。

(2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「海洋汚染防止令」という。)第五条第二項及び第三項に規定する基準(水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下同じ。)に従って埋立場所等(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十条第二項第三号に規定する場所をいう。以下同じ。)に排出すること。

ロ 規則第十八条第一項の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌(ハ及びニに掲げるものを除く。) 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(イ) 廃棄物処理令第五条第二項に掲げる一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第八条第一項の許可を受けたもの又は廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出がされたもの(以下「一般廃棄物管理型処分場」という。)

(ロ) 廃棄物処理令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であ

って廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けたもの(以下「産業廃棄物管理型処分場」という。)

(2) 次のいずれかによること。

(イ) 海洋汚染防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(ロ) (1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であってこれらの最終処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)が認めたものに排出すること。

ハ 規則第十八条第一項の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤(第二種特定有害物質により汚染されたもののうち、当該土壤を水底土砂とみなした場合において海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号。以下「判定基準省令」という。)第一条第二項又は第三項に規定する基準に適合しないこととなるものに限る。) 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(イ) 一般廃棄物管理型処分場(埋立場所等であるものを除く。)

(ロ) 産業廃棄物遮断型処分場

(ハ) 産業廃棄物管理型処分場(埋立場所等であるものを除く。)

(2) 海洋汚染防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

ニ 規則第十八条第一項の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤(第二種特定有害物質により汚染されたもののうち、当該土壤を水底土砂とみなした場合において判定基準省令第一条第二項及び第三項に規定する基準に適合することとなるものに限る。) 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(イ) 一般廃棄物管理型処分場

(ロ) 産業廃棄物遮断型処分場

(ハ) 産業廃棄物管理型処分場

(2) 次のいずれかによること。

(イ) 海洋汚染防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(ロ) (1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するもののうち、排出すること

が適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

ホ 規則第十八条第一項の基準に適合し、かつ、同条第二項の基準に適合しない汚染状態にある土壌 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(イ) 一般廃棄物管理型処分場

(ロ) 産業廃棄物遮断型処分場

(ハ) 廃棄物処理令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けたもののうち、搬入することが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたもの

(ニ) 産業廃棄物管理型処分場

(2) 次のいずれかによること。

(イ) 海洋汚染防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(ロ) (1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

(ハ) 海洋汚染防止令第五条第一項第一号に規定する基準に従って、(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

二 廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設その他の施設であって、汚染土壌(規則第三条第二項第一号に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。)の浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質(土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。)を抽出又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の汚染状態を規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。)を行わせることが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌の浄化を行うこと。

三 セメント等を製造するための施設であって、汚染土壌をセメント等の原材料として利用することが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌をセメント等の原材料として利用すること。